

Fair Finance Guide

ケース調査 報告書

「紛争パーム油」と日本の関係

—テッソ・ニーロ国立公園内のアブラヤシ農園開発問題—



テッソ・ニーロ国立公園内の農園で収穫されたアブラヤシ果房

2021年2月12日

Fair Finance Guide Japan



本報告書の作成にあたってはスウェーデン国際開発協力庁（Sida）の助成を受けています。

要約

インドネシア、スマトラ島のほぼ中央部にあるテツ・ニーロ国立公園はスマトラゾウやスマトラトラなどのスマトラ特有のアイコン的な野生動物の重要な生息地であり、[多様性は南米アマゾンのそれを上回る](#)(Gillison 2001)ともいわれる。一方、公園の周辺には紙パルプ用のアカシア植林の造成地のほか、近年では多くの違法なアブラヤシ農園が各所に広がっている。こうした怪しい出所をもつアブラヤシの果房は「[紛争パーム油](#)」とも呼ばれ、多くの NGO がサプライチェーンを遡行する現地調査をもとに、最終的なユーザーの、日本をはじめとする先進国の大手のパーム油関連企業の原料調達方針の不遵守状況を告発している。

JATAN として 2020 年 8 月に数回の現地視察を国立公園周辺のいくつかのコミュニティを中心におこなった。明らかに公園内に存在するアブラヤシ農園から出荷された果房の多くが、ロイヤル・ゴールドエン・イーグル(Royal Golden Eagle: RGE)系列のパーム油搾油工場(CPO mills)や製油工場(refineries)に運び込まれている実態をつかんだ。最近になって現地の NGO やメディアによって、農園用地取得で、コミュニティ内部の有力者と高級官僚や政治家たちが結託・共謀している犯罪性の高い事例がようやく少しずつ明らかにされている。

ただ、公園内で住民たちが管理している一部のアブラヤシ農園については、公園が設定される以前から存在し、設定後も中央政府による管理の不備から移転や廃園の措置が取られずに放置されているものもある。一方で、外部から来た者でも農地の土地取得で慣習法のリーダーや村長など土地の有力者から土地所有権利書(Surat Kepemilikan Tanah: SKT)の発効を受け、みずからの農園の「正統性」を信じて疑わない耕作者もいる。政府は軍などを動員して強制的な排除がおこなおうとしているが、こうした「不法占拠者化された人びと」(笹岡 2020)の存在をどう捉えるかによって、テツ・ニーロ国立公園から産出される「紛争パーム油」問題の解決の見え方は大きく変わってくるだろう。

これらの問題を抱えたパーム油は、RGE グループ企業によって調達されており、問題の搾油工場のリストが、主要な日本企業4社(不二製油、花王、日清オイリオ、伊藤忠商事)が公表している搾油工場リストにも含まれていた。つまり、少なくとも、これらの日本企業により、この「紛争パーム油」が利用されていたのではないかと考えられる。これら4企業には、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、農林中金との取引が確認された。また、インドネシアのメディアなどを含め、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ(MUFG)が RGE グループへの資金提供を行っていることを指摘している。これら金融機関では、パーム油農園事業への資金提供についての方針はあるものの、その購入企業についての方針の規定は、三井住友信託銀行のみが製造企業にも認証取得や地域社会とのトラブルの有無の確認を求めているが、他の銀行は持っておらず、違法性リスクや土地紛争を抱える地域からのパーム油取引への対処ができていない状況にある。パーム油をめぐる森林減少や人権侵害といった環境や社会問題に対処するには、農園企業だけでなく、パーム油購入企業に対する資金提供においても、方針の設定と実施が必要になってくるのではないだろうか。

目次

要約	p2
目次	p3
第1章: RGEグループとパーム油生産の原料調達	p4
1.1 RGEグループの概要	
1.2 アジアン・アグリとアピカルの生産状況と調達概要	
第2章: テッソニーロ国立公園内でのアブラヤシ農園開発の歴史	p5
2.1 テッソニーロ国立公園とは	
2.2 テッソニーロ生態系再生プログラム (Revitalisasi Ekosistem Tesso Nilo: RETN)	
2.3 テッソニーロ国立公園内の慣習法コミュニティ	
第3章: テッソニーロ国立公園内でのアブラヤシ農園からの調達についての現地視察報告	p7
3.1 ルブク・ケンバン・ブンガ村(LKB: Lubuk Kembang Bunga)	
3.2 アイル・ヒタム村(Air Hitam)とバガン・リマウ(Bagan Limau)村	
3.3 アイル・ヒタム村のルブク・タケ・ジャヤ(ガンバンガン)Lubuk Take Jaya (Gambangan)	
第4章: 問題事例と日本との関わり	p10
4.1 NDPE 方針不遵守の疑いのある調達先事例と日本との関係	
4.2 日本の銀行との関係	
4.3 関係性のある銀行のパーム油に関する方針	
4.4 農園企業から買い手企業へ方針適用対象の拡大を	
主な参考文献	p15

第1章 RGE グループとパーム油生産の原料調達

1.1 RGE グループの概要

ロイヤル・ゴールドデン・イーグル(RGE)グループは、スカント・タノト(Sukanto Tanoto)が設立した RGE Pte Ltd.を中核企業とするコングロメリット企業グループである。RGE グループには、傘下に様々な企業が含まれるが、森林減少や人権侵害問題については、パーム油関連企業や紙パルプ関連企業が問題視されている¹。パーム油は、農園部門のアジアン・アグリと加工貿易部門のアピカルがある。紙パルプ分野はエイプリル(Asia Pacific Resources International Limited: APRIL)社が担っており、様々な環境問題や人権侵害の問題が指摘されており²、現在、森林管理協議会(Forest Stewardship Council: FSC)から関係絶縁の措置を受けており、認証を取得できない状況にある。テツ・ニーロの周辺でアカシアの造林・収穫をおこなってきた紙パルプ企業のリアウ・アンダラン・パルプ・アンド・ペーパー社(PT. Riau Andalan Pulp & Paper: RAPP)は RGE 傘下のエイプリルグループに属する企業である。

RGE グループのパーム油農園企業はアジアン・アグリ(Asian Agri)だが、その中核企業はインティ・インドサウィット・スブル社(PT. Inti Indosawit Subur: IIS)であり、RSPO 認証もこの企業の名前で取得している。加工および貿易は、アピカル(APICAL)社が担っているが、その親会社が、AAA Oils & Fats Pte, Ltd.であり、RSPO 認証はこの企業名で取得している。アピカルは国際持続可能性カーボン認証(International Sustainability & Carbon Certification: ISCC)のメンバーでもある。同社の供給先は、ヨーロッパに 37%、北米に 7%、インドネシアに 18%、マレーシア 3%、日本はその他 35%に含まれる。アピカルには、世界に 10 の処理施設があり、5 つの精製所、3 つのバイオディーゼル工場、パーム核破砕工場、オレオ化学工場がある。全体の生産能力は年間 700 万トン以上である。当社のバイオディーゼル工場の生産能力は合計で年間 97 万 2,400 トン、パーム核破砕工場の設備能力は、年間 34 万トンである。

アピカル社やアジアン・アグリ社は、NDPE 方針を 2014 年 9 月に採用している³。NDPE 方針は、No Deforestation, No Peat, No Exploitation の頭文字をとったもので、森林減少禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止(労働者や地域住民や先住民族の土地権尊重を含む)という基準に基づく調達方針(法令遵守も含む)を示しており、NGO による要請を受けて、多くのパーム油関連企業が採用しており、紙パルプ分野にも広がりつつある。日本でも、不二製油、日清オイリオ、花王、伊藤忠商事、三菱商事、味の素、日清食品などは NDPE 方針に基づく調達を進めようとしている。RGE グループでも NDPE 方針を採用し、森林破壊、泥炭地開発、人権侵害を禁止することを約束しているが、その実施状況の検証は不十分な状況にある。

アピカルでは、[ウェブサイト](#)で「小規模農園事業者を含む供給者にも、持続可能性におけるベストプラクティスを採用することを要求しているとしている。」「アピカルは透明で追跡可能な供給網からの供給のみである」などと述べている。本調査では、アピカル社のパーム油調達における不遵守事例を報告し、日本の市場や銀行との関係を明らかにする。

1.2 アジアン・アグリとアピカルの生産状況と調達概要

アジアン・アグリの中核企業である IIS 社は、搾油工場とパーム核油破砕工場を持つ農園企業で、北スマトラ州、リアウ州、ジャンビ州に 16 万ヘクタール以上の農園を管理し、112 万トンのパーム原油を生産する。27 の農園のうち 24 で RSPO 認証を得ており、大規模農園の 86.63% (約 9 万ヘクタール)、小規模農園の 92.65% (約 5.3 万ヘクタール)が認証を得ており、21 の搾油工場のうち、18 が認証されているが、RSPO 認証油のパーム原油として約 3 万 5 千トン(IP 方式で 2 万 5 千トン、MB 方式で 9 千トン)の販売である⁴。

IIS には 104,540 ヘクタールの中核農園と、その周辺にある契約農家の農園が 57,350 ヘクタールあり、アブラヤシ植栽面積は、161,890 ヘクタールで、契約農家比率は約 35%と報告されている。多くの企業グループが未開発の農園管理予定地を持っているが、RGE グループはすべての農園が開発済みと報告されている。これらの農園で生産されるパーム原油は 112 万トン。このうち、RSPO 認証では、他のパーム油と分別され、どの農園から得られたのかが特定できるアイデンティティ・プリザーブド(IP)方式で約 25,600 トン、他の非認証油と混合されるマス・バランス(MB)方式で約 9000 トン、全体として約 35,000 トンが販売されている)である。

一方、RGE グループのパーム油加工部門を担うアピカル(APICAL)の中核企業の AAA Oils & Fats Pte. Ltd.の 2019

¹ <https://www.banktrack.org/company/april/pdf>

² Koalisi Anti Mafia Hutani et al., [Sustaining deforestation](#): APRIL's Links with PT Adindo Hutani Lestari Undercut "No Deforestation" Pledge. October 6, 2020. Jakarta, Indonesia. や、Environment Paper Network, [Conflict Plantations](#), Chapter 2: Revealing Asia Pacific Resources International Limited's trail of disputes across Indonesia, 2019, Rainforest Action Network, [The Need for Free, Prior, Informed Consent](#), 2020

³ <https://www.apicalgroup.com/wp-content/uploads/2018/08/apical-sustainability-policy.pdf>

<https://www.asianagri.com/images/pdf/2016/asian-agri-sustainability-policy-2014.pdf>

⁴ [RSPO Annual Communication of Progress 2019](#)

年 RSPO の年次進捗通信(Annual Communications Of Progress: ACOP2019)によれば、パーム原油を約 645 万トン、パーム核源油 60 万トンを生産(その中で RSPO 認証は、パーム原油と派生商品が、約 11 万トン、パーム核源油と派生商品が 8 万トンの MB 方式で販売)している。このように、アピカルでは、傘下のアジア・アグリ・グループの IIS からのパーム油だけではなく、他の農園からも多くのパーム油を調達している。その調達状況や搾油工場のリスト(ミルリスト)はアピカル社のウェブサイトから確認ができる。

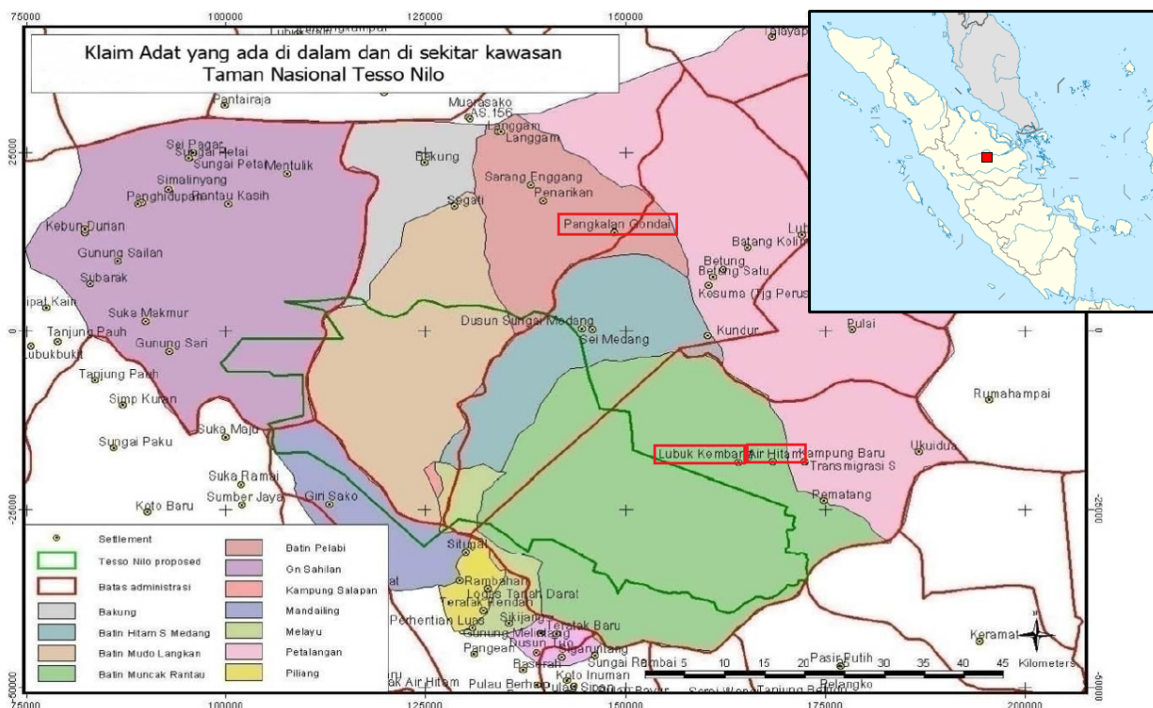
第 2 章 テッソニーロ国立公園内でのアブラヤシ農園開発の歴史

2.1 テッソニーロ国立公園とは

テッソニーロ国立公園は 2004 年に林業省令 SK.255/Menhut-II/2004 によって、38,576 ヘクタールが登録された。その後 2009 年に林業省令 663/Menhut-II/2009 のもとで、44,492 ヘクタールが拡張され現在の公園面積は 83,068 ヘクタールである。リアウ州のプララワン(Pelalawan)とインドゥラギリ・フル(Indragiri Hulu)の両県にまたがって存在する。現在のテッソニーロ国立公園を含む一帯の森林はもともと、政府による森林区分で、制限生産林(Limited Production Forest)であった。1974 年に東側の 120,000 ヘクタールの森林について、当時の林業省が PT. Dwi Marta に対して天然林伐採事業権(IUPHHK-HA: HPH)を発効した(Amendment of Minister of Agriculture Decree No. 410/Kpts/Um/7/1974)。その後 1993 年に、同じエリアは国営企業のインフタニ IV (PT. INHUTANI IV)の管理下になった(Ministerial Decree No. 362/Kpts-II/1993)。この [HPH の時代にすでに多くの「スクワッター\(無権利居住者\)」が入り込んでいた](#)というが、政府がこうした事態を放置したまま 2004 年にこのエリアを国立公園に設定したことが現在の違法アブラヤシ農園の乱立を許した一因である。一方、政府は 1979 年に西側の森林地帯 48,370 ヘクタールについて PT. Nanjak Makmur にやはり天然林伐採事業権を発効した(Minister of Agriculture Decree No. 231/Kpts/Um/3/1979)。このエリアは前述の 2009 年林業省令によって国立公園に編入された。なお、PT. Siak Raya Timber(SRT)に発効された天然林伐採事業権 38,650 ヘクタールと PT. Hutani Sola Lestari(HSL)の 45,990 ヘクタールは国立公園には編入されなかった。現在、このふたつの事業権地(すでに事業権は失効)では[違法な火入れ](#)やアブラヤシ農園が拡大している。公園内に残された[天然林のエリアはわずか 1.2 万ヘクタールに過ぎない](#)とされている。

2013 年 9 月の「ジャカルタ・ポスト」紙の報道によれば、公園内には[少なくとも 22 のコミュニティが存在し、合わせておよそ 1,500 世帯、1 万人が居住している](#)。うち [95 パーセントが公園外部からの転入者\(migrants\)](#)で、不法居住者による囲い込地は公園の北側を走る RGE グループの RAPP 社の「コリドー(corridor)」と呼ばれる林業施業用の道路周辺に集中しているという。

テッソニーロ国立公園と周辺コミュニティ(赤い枠の付いたコミュニティは今回、調査した村の一部)



(Source: [Handoyo2015](#))をもとに作成)

Handoyo, H. (2015). Resolusi Konflik Tn Tesso Nilo: Tinjauan Relasi Pemangku Kepentingan Dengan Power Stakeholders Analysis. *Jurnal Analisis Kebijakan Kehutanan*, 12(2), 89-104.

2.2 テッソ・ニーロ生態系再生プログラム (Revitalisasi Ekosistem Tesso Nilo: RETN)

環境関連のインターネット・ニュース情報プラットフォームのモンガベイ(Mongabay)が発信した [2018年1月12日付の報道](#)では、モンガベイが入手した政府の機密文書を取り上げ、テッソ・ニーロ国立公園周辺の土地の囲い込みの状況を詳述している。先述の HSL による旧天然林伐採事業権のエリアに土地の投機者や「チュコン」と呼ばれる資金提供者が所有する 64 の違法農園が延べ面積にして 12,000 ヘクタールを超える広さで存在している。SRT のエリアにも延べ面積 14,235 ヘクタールにわたる 36 箇所の違法農園がある。公園の中核エリアでは 150 のポイントが「チュコン」によって支配されている。内訳は 44,000 ヘクタールのアブラヤシ農園、4,000 ヘクタールのアカシア植林地などであり、**残された自然林はわずか 2 万ヘクタールに過ぎない**。テッソ・ニーロ国立公園が「[テッソ・ニーロ アブラヤシ農園公園](#)」と呼ばれるゆえんである。違法農園の規模はひとつにつき 5 から 1,000 ヘクタールとさまざまである。

こうした状況を受けて、2016 年、中央政府(環境林業省)は法律 SK.4271/Menlhk-Setjen/Rokum/HPL.1/9/2016 (Operasional Revitalisasi Ekosistem: Ecosystem Revitalization Operations)によって、テッソ・ニーロ一帯の生態系再生のプロジェクトを開始した。この再生プロジェクト(RETN)が対象とするのは先述の、[PT. Siak Raya Timber と PT. Hutani Sola Lestari のすでに失効した天然林伐採コンセッション](#)、[13 の産業造林事業許可 \(IUPHHK-HTI: HTI\) 事業地](#)、[11 のアブラヤシ農園用のコンセッション](#)、[面積にして 916,343 ヘクタールにおよぶ](#)。おもな目的は公園の 75 パーセントを占拠する違法アブラヤシ農園の根絶である(EOF 2018)。RETN で用いられるアプローチのうち、非訴訟メカニズム(non-litigation mechanism)として社会林業と農地改革がある。同時に、環境林業省・法令執行総局(Gakkum)を中心に違法農園の撤収、土地の違法な取引に暗躍する「チュコン(cukong)」(後述)の摘発など、厳格な法の執行も進めている。WWF、ミトラ・インサニ財団(Yayasan Mitra Insani)、インドネシア環境フォーラム・リアウ支部(WALHI Riau)といった[非政府組織も RETN の一翼を担っている](#)。



PT. Hutani Sola Lestari の旧天然林伐採事業地に建てられた「テッソ・ニーロ生態系再生プログラム」を示す看板
違法の囲い込みに対して「森林破壊防止・撲滅に関する 2013 年第 18 号法」によって処罰すると書かれている

2.3 テッソ・ニーロ国立公園内の慣習法コミュニティ

後述する調査対象のいくつかのコミュニティは、植民地支配解放後インドネシア共和国が誕生する以前から、プタランガン(Petalangan)と呼ばれる人たちが焼畑耕作などを生業として暮らしていた。1980 年代以降、「トランスミグラシ(transmigrasi)」という、ジャワ島などからスマトラ島を含む外島への政府による集団移転政策をはじめとするいくつかの要因によってそれまでの慣習法による伝統的な村の統治や森林管理が崩れてきている(Hidayah et al. 2016)。ただ、ルブク・ケンバン・ブンガヤアイル・ヒタムなどの現在の公園エリアの北側にある村ではいまでも土地の境界をめぐる、とくに RGE グループの RAPP 社やシナルマス・グループ(SMG)のアアラ・アバディ社(PT. Arara Abadi)といった広大なアカシア植林を造林する企業との間で深刻な軋轢を抱えている(Rihardi 2018)。

テッソ・ニーロ国立公園の場合、[慣習法のリーダーがコミュニティの「慣習地」を外部の「チュコン」と呼ばれる資金提供者に売却する](#)ケースが多いと言われている。その一方で近年、こうした[慣習法コミュニティ内のリーダーたちが公園](#)

[内の違法な土地転売に関わっている](#)という報道もある(Yoserizal 2016)。実際に、後述の[クスマ\(Kusuma\)](#)という村の或る慣習法リーダーは公園内にゴム園を開発した不法行為で禁固刑を受けている。

■「チュコン」の摘発

テツ・ニーロ国立公園では、「チュコン」とは豊富な資金をもとに不法に土地を取得、あるいは転売するなどして、土地の囲い込みに関わる人物である。テツ・ニーロ国立公園内に存在するアブラヤシ農園の造営では、「チュコン」の暗躍ぶりがかねてから指摘されてきた。その正体は、[政治家、中央政府ならびに地方政府の高官、軍人や警察官僚、ジャーナリスト、パーム油企業の幹部など](#)である(Yayasan KEHATI 2019)。モンガベイの報道では、およそ 150 の「チュコン」が関わっているという。RETN プロジェクトが始まって以来、警察など法執行機関による摘発が本格化している。最近になって、数名の実名が報道されている。

[2016年7月29日の「テンポ」誌の記事](#)では、2003年当時、国家土地庁(Badan Pertanahan Nasional: BPN)の役人だった Zaiful Yusra が公園内の 217 の土地権を 28 人に賄賂と引き換えに譲渡。また、インドゥラギリ県土地局(BPN Indragiri Hilir)にいた Derajat Jaelani が 642 ヘクタールの土地を実業家に売った容疑について報告されている。

2004年にガルーダ航空の機内で毒殺された人権活動家のムニール・ビン・タリブの殺害容疑者を裁くジャカルタ高裁の裁判に関わったこともある実力派検察官の [Cyrus Sinaga](#) がテツ・ニーロ国立公園のおよそ 300 ヘクタールのアブラヤシ農園を所有しているという。Sinaga はこの土地を先のクスマ村の慣習法リーダーから譲渡されていた。

第3章 テツニーロ国立公園内でのアブラヤシ農園からの調達についての現地視察報告

ルブク・ケンバン・ブンガとアイル・ヒタムは国立公園の北側、バガン・リマウはその東側に位置する。三つの村はいずれもリアウ州ペララワン県ウクイ郡(Kecamatan Ukui, Kabupaten Pelalawan, Riau)にある。

3.1 ルブク・ケンバン・ブンガ村(LKB: Lubuk Kembang Bunga)

国立公園のゲートが位置するルブク・ケンバン・ブンガは[野生ゾウとヒトとのコンフリクトが頻発している](#)エリアである。WWF は「フライング・スクワッド(Flying Squad)」という、コンフリクトを回避するための野生ゾウ救援のプログラムをこの村を拠点に活動している(Pebekalan Camp)。国立公園の周辺には [400~500 頭の野生ゾウ](#)が生息していると言われている。リアウ州ではこれまでに 18 人がゾウに殺され、9 人が負傷をしている。その一方で 2004 年以來、[147 頭のゾウがヒトに殺されている](#)という。周辺では、RAPP のアカシア植林の造林にともなう「コリドー」が敷設され、[違法伐採](#)や森林火災が多発している。公園の周辺に 4 か所設置されている「フライング・スクワッド」はこうした[森林犯罪の取り締まり](#)にも一役買っているとされる。

ルブク・ケンバン・ブンガ、ゴブダイ(Gobdai)、シトゥガル(Situgal)などのコミュニティはかねてから [RAPP と土地をめぐる熾烈な軋轢](#)をかかえてきた村である。ルブク・ケンバン・ブンガから RAPP 社の「コリドー」を通過してアイル・ヒタム村に入る。コリドーには伐採期の中、アカシア植林を運搬するトラックが頻繁に往来していた。



公園内の土地を整地する重機



RAPP の「コリドー」

国立公園のバッファゾーンにおよそ 400 ヘクタールのアブラヤシ農園を確認した。GPS の位置情報は農園が公園の内側にあることを示している。アブラヤシ果房(fresh fruit bunch: FFB)の集積作業をしている男性に話を聞くと、農園は自分のものではない、アイル・ヒタムの農民組合が所有しているという。組合のメンバーたちはそこに雇用されているのだという。D/O を持っている集配業者(pengumpul)にキロ当たり、Rp.1,550~1,650 で売る。D/O とは"Delivery Order"(配送指示書)の略号である。売り手である果房の生産農家と買い手の搾油工場との間で交わす合意書の意味を持つ。

生産者の氏名などの ID、農園の所在地、土地のステイタスなどが書き込まれている。ただ、文書に依らず [口頭だけで済ませる](#) 場合もあるようである。テツ・ニーロの現場ではこの D/O を持たない生産者もいる。アイル・ヒタムの場合のように、直接、搾油工場に搬入することができない農園では D/O を持つ集配業者に売るしかない。



公園内アイル・ヒタムの組合が持つアブラヤシ農園



アイル・ヒタムの農園 苗木が植えられていた

3.2 アイル・ヒタム村(Air Hitam)とバガン・リマウ(Bagan Limau)村

アイル・ヒタムでは以前から住民が慣習的に使ってきた森を開発してアブラヤシ農園を築いてきた。国立公園が設立する 2004 年以降、公園のレンジャーなどとの間で激しい軋轢が発生し、住民たちは「[不当告発](#)」で犯罪者にされる脅威を受けてきたといわれる。公園が 2009 年にそれまでの面積の 2 倍を超える規模に拡大すると、アイル・ヒタムの住民たちが造園した、さらに多くの農園が「違法化」された。

アイル・ヒタムの住民はもともと「プタランガン」と呼ばれるマレー(マラユ)系焼畑農耕民だった。彼らは先住民として土地権や文化を守るために国立公園や政府に対して、[村のエリアを公園から除外するよう交渉をおこなってきたが、ずっと拒否されてきた](#)。2008 年に公園局による住民のアブラヤシ収穫の規制に抗議してアイル・ヒタムの住民はレンジャーの車両に火を放った。2010 年 11 月には村の住民が 5 頭の野生ゾウを殺害。同じ月に警察、レンジャー、軍による [300 名規模の実行組織が公園内の「違法」アブラヤシ農園を破壊した](#)。アイル・ヒタムの農園から出た果房は RGE 傘下のインティ・インドサウィット・スブル社(PT. Inti Indosawit Subur: IIS)やマクムール・アンダラン・サウィット社(Makmur Andalan Sawit: MAS)の搾油工場に運ばれていた(EOF 2016)。

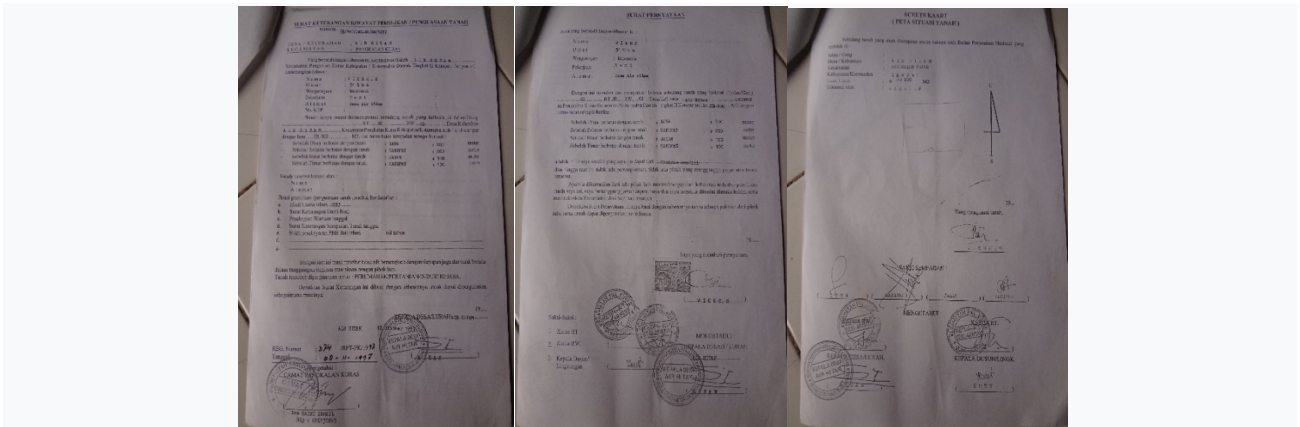
アイル・ヒタムから RAPP のコリドーをさらに東に行くとバガン・リマウの村に着く。テツ・ニーロ国立公園の周辺にはおよそ 20 のコミュニティがあるとされている。国立公園との間で土地の境界で紛争を抱えている村は少ないが、ルブク・ケンバン・ブンガ、アイル・ヒタム、そしてバガン・リマウの三つの村は、そのアブラヤシ農園が公園内にあるという理由で政府によって農地を強制収容された。2010 年、国立公園は、植栽後 10 年足らずのバガン・リマウ村の [200 ヘクタールのアブラヤシ農園を強制的に撤去した](#)。アジア・アグリ(Asian Agri)傘下の PT. Inti Indosawit Subur 社はアイル・ヒタム村およびバガン・リマウ村の「違法」農園から FFB を調達していることが「[テンポ](#)」誌の取材で明らかにされている。

3.3 アイル・ヒタム村のルブク・タケ・ジャヤ(ガンバンガン)Lubuk Take Jaya (Gambangan)

「ガンバンガン(Gambangan)」と呼ばれている Lubuk Take Jaya というコミュニティに調査に入った。アイル・ヒタム村の一角にあるこのコミュニティは 1978 年くらいに誕生したという。ガンバンガンの住民の多くは北スマトラから来たジャワ人である。リーダー格の男性にインタビューした。

以前、彼は HPH で働いていた。違法伐採の容疑で仲間たちが逮捕された。1998 年に仲間たちと森を伐開してアブラヤシ農園をつくった。他にもキャッサバ、トウモロコシ、チリなどの野菜を植えた。アブラヤシの場合、果房を収穫するまで少なくとも 4 年かかる。2003 年の初頭、公園の役人がやってきて、この村は公園の内部にあると言われた。その後、毎年のように役人が来て、ただ、情報をだけを聞き出して去っていく。警察はコミュニティの合法性について質すためにやってきた。ゾウやトラの調査のために来る者もいる。2009 年、国立公園側との軋轢が激化した。違法だから立ち退けという要求に住民たちの怒りはおさまらない。立ち退きを命じる役人たちは国立公園についてまともな説明をしないままだ。住民たちにしてみれば、公園設定以前から居住歴があり、アイル・ヒタムの役人から発効された土地所有権利書(SKT)も取得している。コミュニティの人口は、外部からの流入や家族が拡大するなどして増えていった。ID カード(Kartu Tanda Penduduk: KTP)や家族カード(KARTU KELUARGA: KK)はあるが、政府から村の存在を認識されていない。よって道路修復はされない。なので、組合組織をつくっているが、そのメンバーはアブラヤシの売り上げの一部(月に 1 キロあたり Rp.50)を、道路修理費用に充てている。ガンバンガンからは果房を積んだトラックが毎日、6~

10台(一台が15-20トンを積載)、果房の集積場「ペロン(peron)」に搬出している。PT. Inti Indosawit の工場に近いが、もはや買ってはくれないので、ペロンに持っていく。キロ当たり Rp.1.440~1.540 はアイル・ヒタムと比べ少し安めの値で取引される。



土地証明書「SKT」1998年(Dokumen Surat Keterangan Tanah “SKT” Year 1998)



「ペロン」に入る前の積載量のチェック



搬入先の搾油工場



テッソーニロ国立公園内のアブラヤシ果房を積んだトラック/Truck Carried Palm Oil from inside Tesso Nilo National Park

ガンバンガンの農園から実際にペロンに運ばれるのを調査した。或る村人によれば、同じ果房はペロンから PT. Inti Indosawit に運ばれるのだという。そして、ペロンは村の組合組織と連携しているという。一時間足らずでトラックへの積載が終わった。運転手に気づかれないように距離をとりながら追跡する。ペロンに入る前にトラックごと積載量をチェックされる。出発してから一時間ほどでペロンに到着。果房の仲買人は D/O を持っている。いちど果房はトラックから積み出され、別の場所に運ばれる。三時間待つ。果房が積み替えられた三台のトラックがペロンを出る。そして PT. Inti Indosawit Subur Ukui 1 社(IIS Ukui 1)とミトラ・サリ・プリマ(PT. Mitra sari Prima:MP)の搾油工場に運ばれるのを確認した。

以前の別の追跡調査では、この2つの工場から搾油後のパーム原油(CPO: Crude palm oil)が、リアウ州の北部、北スマトラとの州界に近い港湾工業都市のデュマイにある精製工場サリ・デュマイ・セジャティ社(PT. Sari Dumai Sejati)に運ばれるのを確認している。PT. Sari Dumai Sejati は CPO の精製工場だが、この会社は自社のアブラヤシ農園をひとつも所有していない。すべて外部から購入している。PT. Sari Dumai Sejati は RGE 系列のアピカル・グループ傘下の企業である。



ガンバンガンでの果房の積載



サリ・デュマイ・セジャティ社(PT. Sari Dumai Sejati)

第4章 問題事例と日本との関わり

4.1 NDPE 方針不遵守の疑いのある調達先事例と日本との関係

今回の現地調査により、NDPE 方針を満たしていると考えることが難しい地域からのパーム油の原料となるアブラヤシの果房が運び込まれた搾油工場は、PT.Inti Indosawit Subur(IIS) Ukui I と PT.Mitrasari Prima(MP)であった。前者はアジア・アグリ傘下の自社系列の搾油工場であり、後者は独立系の搾油工場と考えられる。アピカル社の Dumai にある精製工場である PT. Sari Dumai Sejati(SDS)のパーム原油の調達先の搾油工場リストには、これら2社の掲載が確認できる。

さて、現在、調達先のミルリストを公開する動きが世界的に進んでいるが、日本では、まだ数社に止まっている状況にあり、JATAN で把握しているのは、不二製油、花王、日清オйлオ、伊藤忠の4社である。よって、今回の調査では、これら4企業について、上記の NDPE 不遵守の疑いのあるパーム油が供給された2つの搾油工場に加えて、PT.Inti Indosawit Subur(IIS)の傘下にある子会社も含めて、各社のミルリストに含まれているかどうかを確認し、表1にまとめた。

不二製油は、IIS Ukui I を含め、IIS の7工場と MP をミルリストに含んでいる。日清オйлオは、ISS Ukui を含めて、ISS 企業8社と、MP がミルリストに掲載されており、花王の2019年のミルリストには、IIS Ukui I はなく、5つのIISの搾油工場とMPの搾油工場が花王のミルリストに掲載されている。伊藤忠では、MP がミルリストに掲載している。

結果として、日本企業の多くの食品企業にもパーム油を提供している不二製油、伊藤忠商事、そして花王、日清オイリオは、今回の調査対象とした地域のパーム油を購入していると考えられる。

表1:問題の搾油工場リスト(表の中の数字は各ミルリストの企業の番号)

搾油工場名	州	不二製油 (2020 Oct)	花王 (2019)	日清オイリオ (PO:パーム油、PKO:パーム核油)	伊藤忠商事
Mitra Sari Prima	リアウ	710	259	217(PO), 327(PKO)	368
ISS Ukui I	リアウ	92		403(PO)	
ISS Ukui II	リアウ	93		404(PO)	
ISS Tungkal Ulu	ジャンビ	91	524	402(PO)	
ISS Buatan I	リアウ	72	75	50, 66(PKO)	
ISS Buatan II	リアウ	73	76	51, 67(PKO)	
ISS Muara Bulian	ジャンビ	77	261	221(PO), 331(PKO)	
ISS Tanjung Pauh	リアウ	87	498	203(PKO)	
ISS Sungai Pauh	リアウ			352(PO)	

加えて、花王については、アピカルグループと提携して、脂肪酸製造会社の「アピカル花王ケミカルズ(PT Apical Kao Chemicals)」を設立し、インドネシア・スマトラ島リアウ州に、年産約 10 万トンの新工場を建設した。2019 年に操業を開始し、花王の出資比率は 35%で、アピカルグループが 65%となっており、特に関係が強いと考えられる。

そして、これら企業はミルリストを公表しているために、今回の調査対象企業を購入している問題企業の調達状況が明らかになった。しかし、他の大多数の企業については、サプライチェーンのトレーサビリティを確認し、ミルリストの情報開示をしていないために不明だが、多くの企業が、問題のパーム油を利用していることは否定できない状況にある。

参考までに、RSPO への企業からの報告である年次進捗報告(Annual Communications of Progress: ACOP)によれば、以下のように大量のパーム油の取引を行っている企業でも、搾油工場リストを公表していない大手企業も多数ある。「未確認」と書いてある企業については、公表をしていることが確認できていないことを示しており、これらの企業についても、今回の調査対象の搾油工場からのパーム油が利用されている可能性がある。特に不二製油は、多数の国内メーカーへのパーム油のサプライヤーとなっているために、結果として関与している企業が多数あると想定できる。

表2 RSPO の ACOP 2019 による大手企業のパーム油取扱量

(CPO: Crude Palm Oil/パーム原油、CPKO: Crude Palm Kernel Oil/パーム核原油)

RSPO ACOP 2019	ミルリスト 公表状況	合計(t)	パーム原油 CPO (t)	パーム核油 CPKO (t)	派生品 (t)
不二製油	公表	684,481	547,768	136,713	0
花王	公表	446,000	4,000	183,000	259,000
三井物産	未確認	410,000	400,000	10,000	0
伊藤忠商事	公表	308,000	280,000	28,000	0
三菱商事	未確認	295,770	179,770	116,000	0
日清食品 HD	未確認	119,508	119,500	0	8
東洋水産	未確認	74,000	74,000	0	0
Jオイルミルズ	未確認	67,000	60,000	7,000	0
日清オイリオ	公表	64,400	56,200	8,200	0
双旦	未確認	60,000	50,000	10,000	0
味の素	未確認	43,015	27,054	5,273	10,687
丸紅	未確認	25,000	14,000	11,000	0

4.2 日本の銀行との関係

今回の問題と、日本の銀行との関係はどうか。インドネシアで金融機関による問題企業への投融資について取り組んでいる NGO の TuK インドネシアや米国の NGO の Rainforest Action Network(RAN)によれば、RGE グループは多数の銀行から資金調達をしているが、日本からは三菱 UFJ フィナンシャル・グループ(MUFG)が資金提供をおこなっていると報道されている⁵。加えて、上述のように不二製油、日清オイリオ、伊藤忠商事、花王が買い手として関わっているため、これらの企業への融資残高があるとされる、MUFG、みずほ FG、三井住友 FG、三井住友トラスト・グループ、農林中金については、表 3 が示すように、この問題への関与していることになる。

花王については、企業情報での取引銀行に、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行の記述はあるが、株主招集通知でも融資残高の記述はなかった。不二製油、伊藤忠商事、日清オイリオについては、株主招集通知で各銀行からの貸出残高が確認できた(表 3 を参照)。三井住友銀行から日清オイリオのマレーシアでのパーム油事業向け融資も公表されている⁶。これら貸出残高は、企業全体への貸出額なので、ここではパーム油向けとされる額を推計した。不二製油は、パーム油を含む「植物性油脂」分野のセグメント比率の 35%、日清オイリオは、パーム油を含む「加工油脂」セグメントの比率である 23%を適用して、融資残高を割り引いた。伊藤忠商事については、パーム油の価格は、2019 年に1トン当たり約 600 ドルについて、伊藤忠商事の取引高である約 31 万トンの販売(1 億 8,600 万ドル)から、少なくとも、1ドル約 110 円(2019 年)として、204 億 6 千万円となり、これは有価証券報告書に記載された収益合計の 0.176%となり、これを適用した。これらのセグメント評価に基づいた場合には、トップが MUFG、次いで農林中金、SMBC、三井住友トラスト、みずほ FG の順となっている。

表 3 パーム油購入企業への融資残高

融資銀行	融資残高合計 (セグメント比率)	不二製油 (植物性油脂 35%)	花王	日清オイリオ (加工油脂 23%)	伊藤忠商事 (0.176%)
三菱 UFJ フィナンシャルグループ	120,996 (4,905)	0	取引あり	20,558 (4,728)	100,438 (177)
みずほフィナンシャルグループ	178,688 (1,743)	0	取引あり	6,260 (1,440)	172,428 (303)
三井住友フィナンシャルグループ	127,158 (4,087)	10,057 (3,520)	取引あり	1,581 (364)	115,520 (203)
りそなグループ	0	0	不明	0	0
三井住友トラスト	52,473 (2,879)	8,003 (2,801)	不明	0	44,470 (78)
ゆうちょ銀行	0	0	不明	0	0
農林中金	13,599 (4,160)	8,599 (3,010)	不明	5,000 (1,150)	0

各企業への貸出残高(2020 年 3 月末時点、単位:百万円)

※各企業の株主招集通知をもとに作成

<https://www.fujioilholdings.com/ir/library/notice/>

<https://www.kao.com/jp/corporate/investor-relations/stock-information/shareholders/>

https://www.nisshin-oillio.com/inv/stock_info/meeting.html

https://www.itochu.co.jp/ja/ir/shareholder/general_meeting/index.html

⁵ <https://www.downtoearth.org.in/news/environment/don-t-eat-the-rainforests-top-brands-complicit-in-indonesia-s-ecosystem-destruction-probe-alleges-73523>

<https://www.mongabay.co.id/2020/01/27/mengulas-karhutla-jambi-2019-awal-tahun-riau-mulai-kebakaran/>

<https://jikalahari.or.id/kabar/setelah-eksekusi-pt-psj-tetapkan-rge-dan-pt-psj-tersangka-pencucian-uang/>

⁶ <https://www.nna.jp/news/show/1960966>

4.3 関係性のある銀行のパーム油に関する方針

さて、上記のパーム油購入企業への資金提供で関与している日本の銀行のパーム油関係についての方針を以下にまとめた。

表4 各銀行のパーム油関連の方針

銀行	パーム油関連の方針
MUFG	<p>「ファイナンスを禁止する事業」については、「主要子会社は、これらの事業に対して、環境・社会に対するリスクまたは負の影響を認識した場合はファイナンスを実行しません。」と説明し、「違法または違法目的の事業」を含めている。</p> <p>「ファイナンスに際して特に留意する事業」としては、「以下の項目に該当する事業には、環境・社会に対するリスクまたは負の影響が存在する可能性が高く、お客さまによる適切な環境・社会配慮の実施が期待されます。主要子会社がそれらの事業に対してファイナンスの実行を検討する際には、環境・社会に対するリスクまたは影響を特定・評価するプロセスでお客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認します。お客さまの環境・社会配慮が、予想されるリスクまたは影響に比べて十分とは言えない場合には、ファイナンスを実行しません。」としている。</p> <p>「ファイナンスに際して特に留意する事業」の「セクター横断的な項目」として、「先住民族の地域社会へ負の影響を与える事業」を示し、「特定セクターに係る項目」としては、「パーム油セクター」を示し、「パーム油のプランテーションの所有・経営事業に対するファイナンスの実行を検討する際には、お客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認します。」「上記のパーム油事業に対してファイナンスを実行する際には、お客さまに対し、RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil) への参加を促すとともに、RSPO 等の認証取得を求めます。未取得の場合には、取得に係る行動計画の提出を求めます。」との方針がある。</p>
みずほ FG	<p>「セクター横断的に投融资等に留意が必要な対象」として、「先住民族の地域社会へ負の影響を与える事業」を挙げて、「該当する事業は、環境・社会に対する重大なリスクまたは 負の影響を内包していることから、投融资等を検討する際には、リスク低減・回避 に向け取引先の対応状況を確認し、慎重に取引判断を行います。」としている。</p> <p>「特定セクターに対する取り組み方針」として、「(みずほ)は、それらの人権侵害や環境破壊への加担を避けるため、持続可能なパーム油の国際認証・現地認証や、国際的な森林認証制度の取得状況、先住民族や地域社会とのトラブルの有無等に十分に注意を払い取引判断を行います。取引期間において、違法な活動が確認された場合には早急に改善を促します。また、社会的課題に対して適切な対応がなされていない場合には、改善に向けてエンゲージメントを実施し、改善策が不十分である場合は新規の投融资等は実施しません。加えて、当該セクターの取引先については、『森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ』(NDPE: No Deforestation, No Peat and No Exploitation)等の環境への配慮を定めた方針の策定や、地域住民等への『自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意』(FPIC: Free, Prior and Informed Consent)の尊重を求めています。」</p>
SMBC	<p>「パーム油農園開発事業に対しては、環境・社会に配慮して生産されたパーム油に与えられる認証である、RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil)、或いは準ずる認証機関の認証を受けているかどうか確認し、新規農園開発時の森林資源および生物多様性の保全、児童労働などの人権侵害などが行われていないことを確認のうえ支援を行います。また、まだ認証を受けていない取引先については、同認証の取得推奨、支援を行います。」</p>
三井住友トラスト	<p>「禁止する取引」として「公序良俗に反すると認められるもの」と述べている。また「特に留意すべき取引」として「パーム油の生産およびそれを原材料とする製造業」に対しては持続可能なパーム油の国際認証・現地認証(※2)や、先住民や地域社会とのトラブルの有無等を十分に考慮する等、慎重な対応を行います。※2 NDPE(森林開発ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ)や高炭素貯蔵(HCS)森林の保護を目的に掲げる RSPO(Roundtable on Sustainable Palm Oil: 持続可能なパーム油のための円卓会議)等」</p>
農林中金	<p>「パーム油生産のためのプランテーション・搾油事業を行うお客さまにファイナンスを実行する際には、お客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認します。上記のパーム油事業に対してファイナンスを実行する際には、お客さまに対し、資金使途に関する当金庫の取組方針との適合性、RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil) の認証取得を確認します。また認証未取得の場合には、取得</p>

<p>にかかる行動計画などの確認を行います。また、お客さまの事業を通じ環境・社会に深刻な影響が懸念されるといった情報入手し、当金庫の取組方針への不適合が判明した場合には、お客さまに対する個別デューデリジェンス(実態把握や影響調査など)を実施し、お客さまのアクションプランなどを確認のうえ、慎重に対応を検討します。その際には、必要に応じて、当金庫の経営レベルでの協議を経て、お客さまに対するファイナンスの可否の判断を行います。」</p>

すべての方針について、この方針の適用対象は、アブラヤシ農園への直接的なファイナンスに限定されている。また、これらの方針においては、RSPO 取得を条件とするものではなく、RSPO 以外の認証についても排除せず、RSPO よりも弱い認証も認める規定となっているものや、RSPO が未取得であったとしても、取得を目指すことで資金提供が可能になっており、非常に緩い規定にとどまっている。ここで述べている現地認証には、インドネシアとマレーシアでの ISPO や MSPO 認証があるが、これらは、いずれも NDPE 方針は満たしておらず、明らかに RSPO の基準よりも低い基準となっている⁷。

4.4 農園企業から買い手企業へ方針適用対象の拡大を

今回の問題事例では、テッソニーロ国立公園の中で違法な農園開発に関与したり、先住民族の権利侵害を伴う形での農園開発が行われていた場合の農園企業への資金提供のみが対象になる。しかし、このような問題が発生している要因は、むしろ問題が疑われるような怪しい、出所が不透明なパーム油であっても購入してしまう買い手側にも、大きな責任があると考えられる。森林減少、土地紛争を含む人権侵害、違法な取引への対処をしようというのであれば、農園企業への融資だけを対象にするのではなく、パーム油を利用して購入している企業側への資金提供についても、方針の対象としておく必要があるのではないだろうか。パーム油の調達には、特定の企業だけではなく、独立系の様々なサプライヤーからも広くパーム油を集めており、トレーサビリティがないような不透明な場合も、いまだに多い状況にある。したがって、アブラヤシ農園に関連する環境・社会問題に対処するためには、NDPE 基準に合致しないリスクのあるパーム油を購入している買い手企業も対象にして、その買い手企業の調達方針や、その方針実施としてのサプライチェーン管理状況についても、与信方針の項目に組み込む必要がある。つまり、そうしたパーム油購入企業にも NDPE 方針の採用やその方針遵守を求め、促す規定が必要であると考えられる。現状、パーム油を原材料とする製造業を、明確に方針の適用対象としているのは三井住友信託銀行のみである。しかし、その適用する方針の内容は、RSPO 認証や先住民族や地域住民とのトラブルの有無等を考慮することとなっているが、資金提供先企業に対して、その調達先企業グループへの NDPE 方針の遵守を求めるような規定となっていない。

上記の方針の一部には、先住民族の権利尊重として FPIC 規定が含まれている場合もあるが、土地権に対する紛争が発生している場合には、まずは、これらの紛争状況の解決を優先し、地域住民の土地権尊重と違法性の問題が解消されるような取組が必要であり、NDPE 方針の遵守が確認できない場合には⁸、調達を回避しつつ、問題解決への取り組みを進めるといった方針を購入企業についても、求めていくことが必要ではないだろうか。

さらに、違法性の観点から、直接的な購入は RGE/アジア・アグリ傘下の IIS で行われていないが、今回の調査では、実際には迂回して IIS により購入されていることが報告されており、NDPE 方針の実施において抜け穴があると考えられる。また、アピカルでは、MP から継続して購入が行われており、NDPE 遵守の確認状況については、大きな課題があると言わざるを得ない。よって、このような状況を踏まえて、買い手企業とともに、そこに資金提供する銀行として、直接融資先となる農園企業はもとより、購入側の企業についてもパーム油の購入を行っている場合には、NDPE 方針採択とともに、その実施状況についてトレーサビリティや方針実施状況の確認を強化して、問題解決に当たることが必要になるのではないだろうか。パーム油をめぐる森林減少や人権侵害といった環境や社会問題に対処するには、農園企業だけでなく、パーム油購入企業に対する資金提供においても、方針の設定と実施が必要になってくるのではないだろうか。

⁷ 詳細は、以下を参照。 <https://palmoilguide.info/archives/2926>

⁸ FPIC の確認のためには、High Carbon Stock Approach の Social Requirement と Implementation Guide に沿った確認が有効とされる。

【主な参考文献】

笹岡正俊 (2020). 強制排除された「不法占拠者」の生活再建に対する社会的責任——インドネシア南スマトラ州の産業造林事業地における強制排除事件を事例に. *白山人類学= Hakusan Review of Anthropology*, (23), 73-102.

Eyes on The Forest (EOF), 2016, No one is safe: Illegal Indonesian palm oil spreads through global supply chains despite global sustainability commitments and certification

Eyes on The Forest (EOF), 2018, Enough is enough: Time for the palm oil market to start the real work to stop driving deforestation

Hidayah, N., Dharmawan, A. H., & Barus, B. (2016). Ekspansi Perkebunan Kelapa Sawit Dan Perubahan Sosial Ekologi Pedesaan. *Sodality: Jurnal Sosiologi Pedesaan*, 4(3), 249-56.

Rihardi, S. A. (2018). Perlindungan Hukum Terhadap Hak-hak Anak Perempuan Sebagai Korban Eksploitasi Seksual. *Literasi Hukum*, 2(1), 61-72.

Yayasan KEHATI. 2019. [Palm Inside: RESOLVING THE OIL PALM INVASION INSIDE FOREST ZONE](#)

Yoserizal, Almahera. 2016. Studi investigasi perambahan di Taman Nasional Tesso Nilo Provinsi Riau Indonesia. *Prosiding Seminar Serantau Pengurusan Perserikatan*.

執筆：原田 公、川上豊幸（熱帯林行動ネットワーク）

発行：Fair Finance Guide Japan、アジア太平洋資料センター（PARC）、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）
APLA (Alternative People's Linkage in Asia)、熱帯林行動ネットワーク（JATAN）

本レポートに関するお問い合わせ先：

熱帯林行動ネットワーク(Japan Tropical Forest Action Network: JATAN)、担当：川上

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-13-11 JF 千駄ヶ谷ビル 4階

Tel & FAX: 03-5843-6720 Email: info@jatan.org HP: www.jatan.org

Relationship between "conflict palm oil" and Japan: The problem of oil palm plantations in Tesso Nilo National Park

Executive Summary

Located almost in the center of the island of Sumatra, Indonesia, Tesso Nilo National Park is an important habitat for iconic Sumatran wildlife such as Sumatran elephants and Sumatran tigers, and is said to have greater diversity than the Amazon in South America (Gillison 2001). On the other hand, acacia trees have been planted around the park for wood pulp, and many illegal oil palm plantations have been planted in the park in recent years. These oil palm bunches of questionable origins are known as "conflict palm oil". Based on field investigations tracing the supply chain backwards, NGOs accuse major companies in Japan and other developed countries that are final users of palm oil of failing to comply with their raw material procurement policies.

In August 2020, JATAN carried out several field visits, primarily in several communities around the national park. Most of the fruit bunches shipped from oil palm plantations, apparently located in the park, have been transferred to Royal Golden Eagle (Royal Golden Eagle: RGE), palm oil mills (CPO mills) and oil refineries. Recently, local NGOs and the media have started to reveal cases regarding farm land acquisition that demonstrate collusion and high criminality between community leaders and high-ranking officials and politicians.

However, some oil palm plantations managed by residents in the parks have existed since before the parks were established, and even after the parks were established, measures to relocate or close the plantations have not been taken due to insufficient management by the central government. On the other hand, there are some growers, some of whom even came from outside for farmland acquisition, who received valid land ownership deeds (Surat Kepemilikan Tanah: SKT) from influential people such as customary local leaders, village chiefs, etc. and never doubted the legitimacy of their plantations. The government is mobilizing the military and other forces to enforce their exclusion, but depending on how it perceives the existence of such "squatters" (Sasaoka 2019), the solution to the problem of "conflict palm oil" produced in Tesso Nilo National Park will change greatly.

Palm oil with these problems was sourced by RGE group companies, and the list of oil mills in question was included in the list of oil mills published by 4 major Japanese companies (Fuji Oil, Kao, Nisshin OilliO, and Itochu Corporation). In other words, at least these Japanese companies may have been using this "conflict palm oil". The four companies were confirmed to have transactions with Bank of Mitsubishi UFJ, Mizuho Bank, Sumitomo Mitsui Banking Corp., Sumitomo Mitsui Trust Bank and Norinchukin Bank. Sources including Indonesian media pointed out that Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) has financed to the RGE group. Although these financial institutions have sector specific policies to finance palm oil plantation growers, only Sumitomo Mitsui Trust Bank has a policy that covers the manufacturing companies that purchase palm oil and checks whether they hold certification and have any problems with local community, but other banks do not have such policy, and thus are not able to address palm oil transactions from areas facing risks of illegality and/or land conflicts. Addressing environmental and social issues, such as deforestation and human rights violations associated with palm oil, may require banks to set and implement policies not just for growers but also for purchasers of palm oil.